

Title	兵庫県神戸市方言における命令表現
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 10 P.18-P.29
Issue Date	2012-03
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/23206
DOI	10.18910/23206
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

兵庫県神戸市方言における命令表現

酒井 雅史

【キーワード】神戸市方言, 命令表現, 意志形命令, 発話機能

【要旨】

本稿では、筆者の内省をもとに兵庫県神戸市における動詞の活用形を用いた命令表現について記述を行なう。具体的には、以下の点を指摘する。

- (a) 兵庫県神戸市方言においては、動詞の活用形を用いた命令表現としてテ形・命令形・連用形・意志形を用いる。
- (b) 神戸市方言の命令表現においては、テ形は《依頼》しか表せず他の機能を持つことはない。命令形は《命令》の場合には使用できるが、聞き手に利益がある《聞き手利益命令》の場合には話し手と聞き手の間に特定の関係性がないと使用できない。意志形は《聞き手利益命令》でのみ使用可能となる。連用形は《命令》《聞き手利益命令》に加えて《勧め》の場合にも使用でき、命令表現においてもっとも広く使用できる形式である。
- (c) 意志形を《聞き手利益命令》で使用できるのは、要求する行為が聞き手にとって利益のあることであり、緊急性を要し、話し手の眼前に聞き手がいる場合に限られるが、連用形の使用にはこれらの制限がない。
- (d) 連用形も意志形と同様に《聞き手利益命令》として使用できるが、意志形が少し親しいソトの人物に対して使用すると不自然なのに対して、連用形は不自然な表現とはならない。また、《聞き手利益命令》において命令形を用いることができる場合は、親から子や先輩から後輩など話し手と聞き手の間に何らかの上下関係がある場合に限られる。

1. はじめに

兵庫県神戸市(以下、神戸市)における動詞の活用形を用いた命令表現では、(1)～(4)のようにテ形・命令形・連用形・意志形の4つの活用形を用いることができる。以下、本稿の例文では引用も含め、理解の便を考慮して標準語の例文を用いる箇所もあるが、方言形をカタカナで示しそれ以外は漢字かな混じりで表記する。また、本文および例文の《 》は発話機能を表す。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) はよ、行ッテ | 【テ形】 / 《依頼》 |
| (2) はよ、行ケ。 | 【命令形】 / 《命令》 |
| (3) はよ、行キー。 | 【連用形】 / 《命令》 |
| (4) はよ、行コ。 | 【意志形】 / 《聞き手利益命令》 |

上記(1)～(4)は、いずれも聞き手に対して行為を要求する(聞き手が行くことを要求する)命令表現として使用される。

行為要求表現は命令表現・禁止表現・勧誘表現に分類され、その中の命令表現は《依頼》《勧め》《命令》《聞き手利益命令》などの機能を持つ。標準語における動詞活用形を用いた行為要求表現ではおもに命令形は《命令》の、意志形は《勧誘》の機能を持つ。

(5) はよ、行け。 【命令形】 / 《命令》

(6) はよ、行こ。 【意志形】 / 《勧誘》

神戸市における意志形命令の使用は、岡田・楳垣 (1962)、鎌田 (1979) などに指摘はあるものの、これらの機能のうちいずれの機能を持っているのかまでは言及がない。本稿では、先行研究において指摘されている命令表現における意志形の使用も含め、筆者¹⁾の内省をもとに神戸市方言における動詞活用形を用いた命令表現について発話機能ごとに記述を行なう。なお、森・平塚・中村 (2012) では栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の3地点において若年層の命令形命令・連用形命令・テ形命令について記述・対照を行っているが、本稿では森・平塚・中村 (2012) が対象とする地域にはない意志形命令を中心に記述を行なう。以下、第2節で行為要求表現の分類を確認したのち、第3節で命令表現が表す機能ごとに、テ形・命令形・連用形・意志形の使用を確認しながらそれぞれの活用形が命令表現において持つ機能についてまとめる。そして、第4節で1つの発話機能を表すとき複数の各形式が使用される場合の違いについて詳しく記述を行ない、第5節でまとめを行なう。

2. 行為要求表現

高木 (2009c) では、聞き手に対して行為の実行を求める「はたらきかけ」のモダリティである命令表現・禁止表現・勧誘表現の相違点について述べられており、おもに動詞の意志形が用いられる勧誘表現が命令表現・禁止表現と「大きく異なるのは行為の主体に話し手が含まれるか否か」であることが述べられている。

(7) ここは私がやるから、お前は早く病院へ行け。 [命令 / 主体：聞き手]

(8) お前はもうあそこへは行くな。 [禁止 / 主体：聞き手]

(9) 君と私とで海へ行こう。 [勧誘 / 主体：話し手+聞き手]

(高木 2009a:155)

これらの行為要求表現は、話し手の聞き手に対する強制力と聞き手の利益になるか否かにより、異なる発話機能を持つ。すなわち、命令表現においては行為の強制力と聞き手の利益によって《命令》《依頼》《勧め》といった発話機能を、禁止表現では要求する行為の内容において命令表現と肯否の対をなしており《否定命令》《否定依頼》の機能を、勧誘表現では《誘いかけ》《持ちかけ》《促し》の機能をそれぞれ持っている (高木 2009a,b,c)。本稿での行為要求表現の分類は図1のようになり、命令表現については以下表1のようにまとめられる。

1) 兵庫県神戸市のいわゆるベッドタウンである西神ニュータウン出身。居住歴は以下のとおり。

1984年生まれ。0-23：兵庫県神戸市，23-：大阪府大阪市

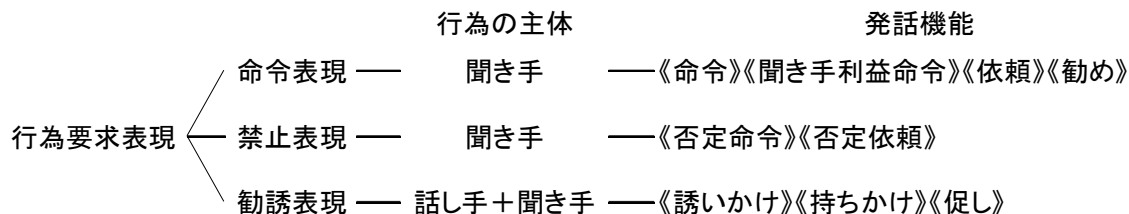


図1 行為要求表現の分類

表1 命令表現の分類：高木（2009a:108）より一部改変して転載

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	①《命令》	③《聞き手利益命令》
拘束力・弱	②《依頼》	④《勧め》

表1に見るように命令表現は、話し手の聞き手に対する拘束力の強弱と要求する行為が聞き手にとって利益になるか否かによって4つに分類される。拘束力が強い場合は聞き手に行為の実行についての決定権はなく、弱い場合は聞き手に行為の実行権がある。拘束力が強く聞き手の利益にならない行為を要求するものが典型的な《命令》となる。拘束力は弱いと要求する行為が聞き手の利益にならないときに聞き手の負担となるものが《依頼》、拘束力は強いと要求する行為が聞き手にとって利益があるものが《聞き手利益命令》、拘束力が弱く要求する行為が聞き手にとって利益のあるものが《勧め》である。《聞き手利益命令》については、話し手が聞き手に対して持つ拘束力の強さを重視して《命令》に分類する立場（柏崎 1993 など）や、拘束力ではなく聞き手の利益になることを重視して《勧め》に分類する立場（安達 2002 など）がある。2つの分類軸による4つの分類はそれぞれ連続的で必ずしもはっきりと区別できるものではない。本稿ではいずれかの分類軸を重視する立場はとらず、それぞれの分類軸によって分けられる典型的なものを発話機能として設定するため、拘束力が強く聞き手の利益になる命令表現を《聞き手利益命令》とする。

(10) 【パソコンの使い方が分からないから】

悪いけど 教えて。 《依頼》

(11) 【一緒に掃除をしている聞き手が怠けていて】

ちゃんと掃除 しろ。 《命令》

(12) 【メモ用紙を探している聞き手に紙を渡して】

早くこれに 書け。 《聞き手利益命令》

(13) 【聞き手が「お腹が空いた」とつぶやいたので】

よかったらそこにあるお菓子 食べる。 《勧め》

なお、行為の主体に聞き手が含まれない場合（行為の主体が話し手のみの場合）は、例文(14)のようにおもに動詞の意志形が用いられ、意志表現となる。

(14) よし、明日はわたしひとりで海へ行こう。 [意志/主体：話し手]

（高木 2009a:55）

要求される行為の主体に話し手が含まれるか否かによる上記の違いにより、行為要求表現が命令表現・禁止表現・勧誘表現となることは、例文(15)～(18)にみるように神戸市方言においても同様である。

(15) お前は 早く病院へ 行ケ。 [命令／主体：聞き手]

(16) お前はもうあそこへは行クナ。 [禁止／主体：聞き手]

(17) 君と私とで海へ行コ。 [勧誘／主体：話し手+聞き手]

(18) よし、明日はわたしひとりで海行コ。 [意志／主体：話し手]

しかし、神戸市方言では、以上の行為の主体に話し手が含まれるか否かによる違いを当てはめると、動詞の意志形は意志表現・勧誘表現とともに命令表現においても用いることができる。

(19) (お前は) はよ 行コ。 [命令／主体：聞き手]

以下では、3節以降で高木(2009a)による表1の命令表現の分類をもとに神戸市方言における命令表現についてみていく。なお、記述の都合上命令表現とともに勧誘表現についても言及する箇所があるが、要求する行為に否定が含まれる禁止表現については扱わない。

3. 兵庫県神戸市における命令表現

神戸市方言における動詞活用形を用いた命令表現では、他の関西方言と同様に(20)～(22)のようにテ形・命令形・連用形の3つの形式が用いられ、さらに、(23)のように意志形も使用される。

(20) ここに名前を書イテ。 【テ形】

(21) ここに名前を書ケ。 【命令形】

(22) ここに名前を書キー。 【連用形】

(23) ここに名前を書コ。 【意志形】

命令表現において動詞の意志形が使用されることについては、岡田・楳垣(1962)や鎌田(1979)に指摘がある²⁾。

(24) さっさと 行コ。 《誘いかけ》[主体：話し手+聞き手]

／《聞き手利益命令》[主体：聞き手]

(25) さあ、行コ行コ。 《誘いかけ》[主体：話し手+聞き手]

／《聞き手利益命令》[主体：聞き手]

(26) ええ加減に 立ト立ト。 《誘いかけ》[主体：話し手+聞き手]

／《聞き手利益命令》[主体：聞き手]

(27) しんどけりゃ 休モ。 《誘いかけ》[主体：話し手+聞き手]

／《聞き手利益命令》[主体：聞き手]

(鎌田 1979:74)

しかし、岡田・楳垣(1962)や鎌田(1979)では命令表現において意志形が用いられることについての言及のみで、その発話機能については触れられていない。例文(24)～(27)

2) 岡田・楳垣(1962)と鎌田(1979)ともに「行こうぞ」の名残とされている。本稿では、動詞の意志形が命令表現に使用される理由についての考察は行わない。

に示したように、動詞の意志形を使用し、行為に話し手と聞き手の両者を含む場合には《誘いかけ》として解釈される³⁾。

一方、動詞の意志形は岡田・楳垣（1962）および鎌田（1979）で指摘されているように行為の主体に話し手を含まない命令表現としても使用されるが、《命令》とは解釈されない。動詞の意志形が命令表現として使用された場合は、《聞き手利益命令》と解釈されることがほとんどである。

以下、神戸市方言における命令表現について2節でみた命令表現の分類ごとにテ形・命令形・連用形・意志形の使用について、3.1節で《依頼》について、3.2節で《命令》について、3.3節で《聞き手利益命令》について、3.4節で《勧め》についてみていく。

なお、本稿では森・平塚・中村（2012）と同様に牧野（2008）に沿って、話し手・聞き手の距離（家族・非常に親しいソト・少し親しいソト）、および上下関係（目上・同等・目下）をもとに以下の人物を聞き手として想定する。

表2 想定する聞き手

話し手(S) 聞き手(H) の関係	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
例	兄姉→弟妹	子→親	親しい先輩 →後輩	親しい同年齢 の友人	先輩→後輩	同年齢の友人

3.1. 《依頼》非聞き手利益・拘束力弱

命令表現のうち、まず《依頼》として機能する場合についてみていく⁴⁾。行為の主体に話し手は含まれず、聞き手に利益がなく話し手が持つ聞き手に対する拘束力が弱い場合、《依頼》として機能する。

(28) 【話があるとやってきた聞き手に対して】

今日は忙しいから明日に シテ／＃シロ／＃シー／＃シヨ。

(29) 【パソコンの使い方が分からないから】

悪いけど 教エテ／＃教エロ／＃教エー／＃教エヨ。 (=10 再掲)

例文(28)(29)にみるように、神戸市方言においては、これまで述べてきた命令形・連用形・意志形以外にもテ形が使用されるが、《依頼》として機能するのはテ形のみである。命令表現が《依頼》として機能するときの各形式の使用範囲を示すと以下表3のようになる。

3) 例文のみ鎌田（1979）より引用。発話機能は筆者の内省による。

4) 以下、例文では不自然な場合は「？」で、語用論的に非文となる場合は「#」で示す。

表3 《依頼》における各形式の使用範囲

発話機能	形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
		下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
《依頼》	命令	×	×	×	×	×	×
	連用	×	×	×	×	×	×
	意志	×	×	×	×	×	×
	テ	○	○	○	○	○	○

○:使用可能 ×:使用不可能 △:使用できる場合あり

3.2. 《命令》非聞き手利益・拘束力強

次に、《命令》についてみていく。行為の主体に話し手は含まれず、聞き手に利益がなく話し手が持つ聞き手に対する拘束力が強い場合、《命令》として機能する。

(30) これ #書イテ/書ケ/書キー/#書コ。

(31) 【一緒に掃除をしている聞き手が怠けていて】

ちゃんと掃除 #シテ/シロ/シー/#シヨ。 (=11 再掲)

命令表現が《命令》の機能を持つ場合は、動詞活用形のうち命令形と連用形しか使用できず、テ形と意志形は用いることができない。《命令》における各形式の使用範囲を示すと表4のようになる。

表4 《命令》における各形式の使用範囲

発話機能	形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
		下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
《命令》	命令	○	○	○	○	○	○
	連用	○	○	○	○	○	○
	意志	×	×	×	×	×	×
	テ	×	×	×	×	×	×

○:使用可能 ×:使用不可能 △:使用できる場合あり

3.3. 《聞き手利益命令》聞き手利益・拘束力強

次に、《聞き手利益命令》についてみていく。聞き手に利益があり、話し手が持つ聞き手に対する拘束力が強い場合、《聞き手利益命令》として機能する。

(32) 【メモ用紙を探している聞き手に紙を渡して】

早くこれに #書イテ/#書ケ/書キー/?書コ。 (=12 再掲)

(33) 【昨日転んで打ったところが腫れてきたと聞き、骨折を心配し】

今すぐに、 #行ッテ/#行ケ/行キー/?行コ。

例文 (32) (33) にみるように、《聞き手利益命令》においては、テ形・命令形は使用できず、連用形のみが使用可能である。意志形は、少し親しいソトの人物が聞き手のときは不自然な表現となるが、それ以外の人物に対しては問題なく使用できる。なお、《聞き手利益命令》では基本で気に命令形は使用できないが、話し手と聞き手の間に特定の関係性がある場合には使用可能となる (4.2 節で後述)。

《聞き手利益命令》における各形式の使用範囲を示すと、以下表5のようになる。

表5 《聞き手利益命令》における各形式の使用範囲

発話機能	形式	家族		非常に親しいソ		少し親しいソ	
		下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
《聞き手利益命令》	命令	△	△	△	△	△	△
	連用	○	○	○	○	○	○
	意志	○	○	○	○	△	△
	テ	×	×	×	×	×	×

○:使用可能 ×:使用不可能 △:使用できる場合あり

3.4. 《勧め》聞き手利益・拘束力弱

聞き手に利益があり、話し手が持つ聞き手に対する強制力の弱い場合《勧め》を表す。《勧め》を表す場合も《命令》《聞き手利益命令》と同様に行為の主体に話し手は含まれない。

(34) 【聞き手が「お腹が空いた」とつぶやいたので】

よかったらそこにあるお菓子 #食ベテ/#食ベロ/食ベー/#食ベヨ。

(=13 再掲)

(35) 【突然の雨で傘を貸そうとする】

この傘でよければ持って #行ッテ/#行ケ/行キー/#行コ。

例文(34)(35)にみるように、《勧め》を表す場合に自然に使用できるのは連用形のみで、テ形・命令形は使用できない。意志形を使用した場合、非文とはならないが不自然な表現となる。表6に《勧め》として機能する場合の各形式の使用範囲を示す。

表6 《勧め》における各形式の使用範囲

発話機能	形式	家族		非常に親しいソ		少し親しいソ	
		下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
《勧め》	命令	×	×	×	×	×	×
	連用	○	○	○	○	○	○
	意志	×	×	×	×	×	×
	テ	×	×	×	×	×	×

○:使用可能 ×:使用不可能 △:使用できる場合あり

以上、本節では、神戸市方言における命令表現について《依頼》《命令》《聞き手利益命令》《勧め》の機能ごとにおける各活用形(テ形・命令形・連用形・意志形)の使用範囲についてみた。まとめると以下表7のようになる。

表 7 神戸市方言の命令表現における各形式の使用範囲

受益者	拘束力	発話機能	形式	家族		非常に親しいツ		少し親しいツ	
				下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
話し手	弱	《依頼》	命令	×	×	×	×	×	×
			連用	×	×	×	×	×	×
			意志	×	×	×	×	×	×
			テ	○	○	○	○	○	○
話し手	強	《命令》	命令	△	△	△	△	△	△
			連用	○	○	○	○	○	○
			意志	×	×	×	×	×	×
			テ	×	×	×	×	×	×
聞き手	強	《聞き手利益命令》	命令	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			意志	○	○	○	○	△	△
			テ	×	×	×	×	×	×
聞き手	弱	《勧め》	命令	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			意志	×	×	×	×	×	×
			テ	×	×	×	×	×	×

○:使用可能 ×:使用不可能 △:使用できる場合あり

神戸市方言の命令表現においては、テ形は《依頼》しか表せず他の機能を持つことはない。命令形は利益が聞き手になく拘束力が強い《命令》の場合には使用できるが、聞き手に利益がある《聞き手利益命令》の場合には使用できない。《聞き手利益命令》では、連用形および意志形のみが使用可能となる。連用形は《命令》《聞き手利益命令》に加えて《勧め》の場合にも使用でき、命令表現においてもっとも広く使用できる形式である。

4. 発話機能ごとにおける各形式の違い

3 節では、命令表現の持つ発話機能ごとに各形式の使用範囲についてみた。本節では 1 つの発話機能において複数の形式が使用される《命令》《聞き手利益命令》についてみていく。4.1 節で《命令》における命令形と連用形について、4.2 節で《聞き手利益命令》における連用形と意志形について述べる。

4.1. 《命令》における命令形と連用形

3 節で確認したように、命令表現が《命令》を表す場合は命令形と連用形が使用される。安達 (2002) では、典型的な《命令》の文を以下のように定義している。

- (36) a. 話し手は聞き手より上位者である。
- b. 話し手は聞き手がその行為を実行することを望んでいる。
- (37) a. 行為の実行者としての聞き手が存在する。
- b. 聞き手は話し手からの働きかけがなければ、その行為を実行しない。
- (38) a. その行為は、聞き手にとって意志的である。

b. その行為は、働きかけがあった時点でまだ実現されていない。

(安達 2002:47)

(36) は話し手に関する条件、(37) は聞き手に関する条件、(38) は行為の内容に関わる条件についての成立条件である。安達 (2002) の成立条件にしたがってまとめると、典型的な《命令》を表す命令表現では命令形と連用形が用いられる。

(39) 【一緒に掃除をしている聞き手が怠けていて】

ちゃんと掃除 #シテ/シロ/シー/#シヨ。 (=11 再掲)

命令形と連用形による違いはほとんどないが、話し手が聞き手に要求する行為の緊急性が高い場合は命令形が使用される。また、話し手が何度行為を要求してもその行為を聞き手が行なわない場合は命令形・連用形ともに使用されるが、連用形が使用されると話し手のあきれや苛立ちといった感情を表すことになる。命令形には連用形が伝えるニュアンスを持つことはほとんどない。緊急性がない場合は命令形・連用形のどちらも使用される。

(40) 【乗らないと用事に間に合わないバスが来たのを見て聞き手に対して】

バス来てるやん。 はよ 行ケ。

(41) 【何度言ってもなかなか行こうとしない聞き手に対して苛立ちながら】

ぐずぐずしてないで早よ 行キー。

《命令》を表す場合の命令形と連用形の使用は、話し手と聞き手の関係性による違いはなくどの人物に対しても使用できる。まとめると、命令表現が《命令》を表す場合に使用される命令形と連用形は、話し手と聞き手の関係性による違いはなく、要求する行為の緊急性がより高い場合には命令形が、話し手がなかなか行動を起こそうとしない場合には連用形が用いられやすいという違いがある。

4.2. 《聞き手利益命令》における連用形と意志形

聞き手に利益があり拘束力が強い《聞き手利益命令》の場合は連用形と意志形が用いられる。

(42) 【バイトに行かなければならない時間になっても起きない弟に対して】

はよ 起キー/起キヨ。

(43) 【起きる必要がない、寝ている弟に対して】

はよ 起キロ/起キー/#起キヨ。

(42) は、聞き手は話し手に言われている時点で「起きなければバイトに遅刻してしまう」という状況で、話し手が聞き手に対して起きることを要求することは聞き手にとって利益のあることである。一方 (43) は、聞き手は話し手に行為を要求されたときに起きなければならない理由がなく、話し手が聞き手に対して起きることを要求することは聞き手の利益とはならない。このような場合、話し手は意志形を用いることはできない。なお、聞き手にとって利益がない場合 ((43) のような場合) は《命令》となり、命令形もしくは連用形を用いて行為を要求することはできる。

次に、意志形を用いて聞き手に行為を要求する場合、その場に聞き手がいなければならぬという制限があるが、連用形にそのような制限がない。

(44) 【授業日にもかかわらず聞き手が話し手と遊んでいることを知って】

俺と遊んでないで 学校行キー／行コ。

(45) 【授業日にもかかわらず話し手以外の友人と遊んでいることを電話で知って】

遊んでないで 学校行キー／#行コ。

(44) は、話し手と聞き手が一緒に居る場面で、聞き手が行かなければならない用事があるにもかかわらず話し手と一緒に居ることを知り、聞き手に対して行くという行為を要求している状況である。このような状況では意志形が使用できる。しかし、(45) のように行かなければならない用事があるのに行っていない聞き手が話し手と一緒に居ない状況では、意志形は使用できない。(45) の状況で意志形を使用した場合、行かなければならない用事があるにもかかわらず行っていない聞き手を単に非難しているだけか、行くという行為に話し手も含まれ、行為を要求しているのではなく提案しているという解釈となる。

また、その場に聞き手がいる状況で意志形命令を用いて要求される行為は早急に行なうべき行動である必要がある。

(46) 【今行かなければ用事に間に合わない状況で】

はよ 行きー／行コ。

(47) 【今すぐに行く必要がない状況で】

はよ 行キー／#行コ。

(47) のように要求する行為に緊急性がない場合、聞き手に利益がない場合と同様に意志形命令によって行為を要求することはできない。

以上、《聞き手利益命令》において使用される連用形と意志形について、特に意志形の使用を中心にその違いをみた。《聞き手利益命令》で使用される意志形は、要求する行為が聞き手にとって利益のあることであり、緊急性を要し、話し手の眼前に聞き手が要る場合に使用できるが、連用形の使用にはこれらの制限がないことについてみた。

なお、命令表現における意志形の使用は、たとえば例文 (48) (49) のように標準語においても、先生が生徒に注意する場合や、親が子供に言う場合に意志形が命令表現で使用される。

(48) みなさん、静かにしましょう。

(49) もう遅いから早く寝ましょうね。

神戸市方言においては、標準語と同じように使用することができるのに加えて聞き手が年下や兄弟の場合にも使用できる。井上 (2003) では富山県砺波町方言において、動作の実現を聞き手に一方的に押しつける命令表現に意志形が使用されることが指摘されている。

(50) (なかなか行こうとしない子供をせかすように父親が)

こら、ハヨ 行コ。 (こら、早く行きな。) (井上 2003:120)

井上 (2003) では、意志形命令法が特に年少者に対して使用されることが多いことも述べられているが、今尾 (2003) では福井県鯖江市方言において、年少者以外にも意志形が使用され、命令形を用いた場合と同じ発話意図で用いられることが報告されている。

(51) うらぁ絵かくの下手やで みんなま、みんなとけて、あっちゃへいこお。

(私は絵を描くのが下手だから見るなよ、見ないでおけてば。あっちへ行け。)

(今尾 2003:7)

砺波方言および鯖江市方言では、標準語と異なり、《命令》としても使用できること(井上 2003)、話し手と聞き手の関係が限定されないこと(今尾 2003)が指摘されている。これらの方言における意志形の使用と比べると、神戸市方言では《命令》としては機能せず《聞き手利益命令》として機能するとともに聞き手が年少者に限定されない点、聞き手が少し親しいソトの場合に使用すると不自然な表現となる点が異なる。

(52) 【なかなか行こうとしない弟に対して】

はよ 行キー／行コ。

(53) 【なかなか行こうとしない父親に対して】

はよ 行キー／行コ。

(54) 【なかなか行こうとしない親しい友人に対して】

はよ 行キー／行コ。

(55) 【なかなか行こうとしない少し親しい友人に対して】

はよ 行キー／?行コ。

連用形も意志形と同様に《聞き手利益命令》として使用できるが、意志形が少し親しいソトの人物に対して使用すると不自然なのに対して、連用形は不自然な表現とはならない。

また、《聞き手利益命令》において命令形を用いることができる場合もある。しかし、命令形を《聞き手利益命令》として用いることができるのは親から子や、先輩から後輩など話し手と聞き手の間に何らかの上下関係がある場合に限られる。

5. まとめ

本稿では、神戸市方言における動詞活用形を用いた命令表現について発話機能ごとに整理を行なった。本稿で述べたことをまとめると以下のようなになる。

- (a) 兵庫県神戸市方言においては、動詞の活用形を用いた命令表現としてテ形・命令形・連用形・意志形を用いる。
- (b) 神戸市方言の命令表現においては、テ形は《依頼》しか表せず他の機能を持つことはない。命令形は利益が聞き手になく拘束力が強い《命令》の場合には使用できるが、聞き手に利益がある《聞き手利益命令》の場合には話し手と聞き手の間に特定の関係性がないと使用できない。意志形は《聞き手利益命令》でのみ使用可能となる。連用形は《命令》《聞き手利益命令》に加えて《勧め》の場合にも使用でき、命令表現においてもっとも広く使用できる形式である。
- (c) 命令表現が《命令》を表す場合に使用される命令形と連用形は、話し手と聞き手の関係性による使用の差はなく、要求する行為の緊急性がより高い場合には命令形が、話し手がなかなか行動を起こそうとしない場合には連用形が用いられやすいという違いがある。また、話し手が何度行為を要求してもその行為を聞き手が行なわない場合は命令形・連用形ともに使用されるが、連用形が使用されると話し手のあきれや苛立ちといった感情を表す。
- (d) 意志形を《聞き手利益命令》で使用できるのは、要求する行為が聞き手にとって

利益のあることであり、緊急性を要し、話し手の眼前に聞き手がいる場合に限られるが、連用形の使用にはこれらの制限がない。

- (e) 連用形も意志形と同様に《聞き手利益命令》として使用できるが、意志形が少し親しいソトの人物に対して使用すると不自然なのに対して、連用形は不自然な表現とはならない。また、《聞き手利益命令》において命令形を用いることができる場合は、親から子や先輩から後輩など話し手と聞き手の間に何らかの上下関係がある場合に限られる。

【参考文献】

- 安達太郎 (2002) 「命令・依頼のモダリティ」 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書4 モダリティ』 pp.42-77, くろしお出版
- 井上優 (2003) 「方言のしくみ 文法 (語法・意味)」 小林隆・篠崎晃一編『ガイドブック方言研究』 pp.113-137, ひつじ書房
- 今尾ゆき子 (2003) 「福井県鯖江市方言における命令表現の形式」『福井大学教育地域科学部紀要 I 人文科学・国語学・国文学・中国学編』 54, pp.1-12
- 岡田莊之輔・榎垣実 (1962) 「兵庫県の方言」 榎垣実編『近畿方言の総合的研究』 pp.495-558, 三省堂
- 柏崎雅世 (1993) 『日本語における行為指示型表現の機能—「お~/ください」「~てくれ」「~て」およびその疑問・否定疑問形について—』 くろしお出版
- 鎌田良二 (1979) 『兵庫県方言文法の研究』 桜楓社
- 高木千恵 (2009a) 「命令表現」 国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック』 3, pp.105-129, 国立国語研究所
- (2009b) 「禁止表現」 国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック』 3, pp.131-154, 国立国語研究所
- (2009c) 「勧誘表現」 国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック』 3, pp.155-169, 国立国語研究所
- 牧野由紀子 (2008) 「大阪方言における命令形の使用範囲—セン・シ・シテをめぐる—」『阪大社会言語学ノート』 8, pp.55-74, 大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室
- 森勇太・平塚雄亮・中村光 (2012) 「若年層の命令形の使用範囲」『阪大社会言語学ノート』 10, pp.1-17, 大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室

さかい まさし (大阪大学大学院生)

hinamasa_2422@yahoo.co.jp